

豪雨災害により被災された中小企業等向け支援制度

補助・融資・相談対応などがあります。詳しくは各制度を所管するホームページなどでご確認ください。

制度名	概要	窓口	ホームページ
中小企業等グループ補助金	中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、広島県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援。	県中小企業等復興支援プロジェクト・チーム ☎(082)513-4451	中小企業庁 広島労働局
広島県預託融資制度	既存制度より要件を緩和した特別資金の新設と、既存のセーフティネット資金（国指定）の対象者の拡充。保証料は不要。	県経営革新課 ☎(082)513-3321	広島県
雇用調整助成金の特例措置	豪雨による災害に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小が余儀なくされた事業所の事業主が、一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、事業主が支払う休業手当、賃金などの一部が助成される制度で、特例により助成率の引き上げ等を実施。	ハローワーク広島西条 ☎(082)422-8609	東広島市 など
その他支援制度（補助・融資・相談対応など）			

被災農業者の営農再開に向けた復旧活動を支援します

ご希望の支援対象にに応じた担当課にご相談ください。
○農業用機械、園芸用ハウスや畜舎などの施設の復旧または撤去など
○農林水産課
☎(082)420・0939
○田畑、農業用水路、農道、ため池の復旧など
○災害復旧推進課
☎(082)426・3091

善意をありがとうございます

イームル工業株式会社様
（教育環境充実のため
の寄付）

平成30年7月豪雨災害に対する寄付金をいただきました。復旧・復興事業に活用させていただきます。
丸山明宏様
株式会社デュアルタップ様

日いずれも10時30分～15時

☎(082)255・7386
☎(082)420・0921

無料相談

相談員	日付	時間	場所	内容	問い合わせ先
社会保険 労務士	10月20日出	9:00～16:00	フジグラン東広島店 1階催事場	国民年金、厚生年金、健康保険・雇用保険・労災保険、各種雇用助成金、労使間の諸問題、マイナンバーなど	広島県社会保険労務士会 広島支部 ☎(082)1921-1631 ☎(082)490-3494
行政書士	10月1日付 (電話相談)	10:00～16:00	広島県行政書士会	建設業、経理・自動車、土地活用、国際業務、法人設立、交通手続、相続・遺言、権利取得・事業証明、中小企業支援、就業許可など	広島県行政書士会 ☎(082)249-2480
司法書士	10月14日付	10:00～15:00	八本松地域センター 研修室2	法律、登記、相続、遺言、借金問題など	広島司法書士会東広島支部 ☎(0823)82-8640 ☎(0823)82-8641
調停委員	10月19日付	10:00～16:00 (最終受付15:30まで)	広島バスセンター8階 アコアホール	調停制度の利用手続きについて	広島調停裁判所 ☎(082)502-1389 (広島県)

市民課窓口業務の休日・延長受付

10月14日(日)・28日(日)
8時30分～12時30分
※毎週木曜日(祝日、年末)

日本メディアアシステム株式会社様
日本特殊塗料株式会社様
デリカウイング株式会社様
三徳化学工業株式会社様
株式会社こっこー様
株式会社テラプロローブ様
イーストコーポレーション株式会社様
株式会社社様
株式会社ウエストホールディングス様
国際ソロプチミスト東広島様
鳥様
有限会社丸津商店様
紙面の都合上、一定額以上の方を掲載しております。
(7月受納分、順不同)

6次産品化事業を支援します

6次産品の生産および生産拡大を行う事業に要する経費を助成します。
市から東広島ブランド推奨マークの使用許可を受けている農林漁業者および農林漁業者団体で一年以上継続して6次産品の加工販売事業を実施する者。

申請相談ダイヤル

☎(082)511・7196
☎(082)221・5345

平成31年度から使用する教科書が決まりました

種目	発行者
国語	東京書籍
書写	東京書籍
社会	日本文教出版
図算	帝国書院
理科	東京書籍
生活	東京書籍
音楽	教育芸術社
図画工作	開隆堂
家庭	東京書籍
保健	学研教育みらい

特定建築物などの定期報告

映画館、病院、老人ホーム、ホテルなど、不特定の人や多数の人が利用する一定規模を超える建築物（特定建築物）などは、専門の技術者による定期的な調

対象経費／機械器具などの導入に要する経費。ただし次の①～③は対象外

①汎用機械と認められる機械器具②総事業費が10万円未満の事業③販売計画が未定の事業
補助率／購入経費の2分の1以内（ただし、算定した額の千円未満の端数は切り捨てとし、100万円を限度）
☎(082)420・0939

たい肥を使ったお米づくりを助成します

たい肥とは、家畜排せつ物などを発酵させた天然肥料です。水田に撒くことで地力増進や、土壌の保水力・通気性を上げ、土壌微生物の活性化が期待されます。また、化学肥料の使用量を減らすことができます。
☎(082)420・0939

特定計量器の定期検査

計量法に基づき、取引または証明などに使用されている計量器（はかり、分銅およびおもり）の検査を実施します。

11月5日	東広島市役所 安芸津支所
11月6日	八本松地域センター
11月7日	広島中央農業協同組合黒瀬支店
11月8日	御園宇地域センター
11月9日	広島中央農業協同組合志和グリーンセンター
11月12日	広島中央農業協同組合高屋グリーンセンター
11月13日	広島中央農業協同組合向陽支店
11月14日	東広島市役所 豊栄支所
11月15日	寺西地域センター
11月16日	東広島市役所 福富支所
11月19日	河内保健福祉センター
11月20日	御園宇地域センター

農業者、農業者団体（市税の滞納が無いこと）

投入面積	投入量	購入先	補助率	申込方法
概ね10アール以上	10アール当たり1トン以上4 ¹ / ₂ ト以下	市内の畜産農家またはJA広島中央、JA芸南（市内の畜産農家のたい肥を原料として製造された肥料に限る）	購入経費の2分の1以内（1 ¹ / ₂ ト当たりの補助金は1,000円を上限とし、20万円を限度）	たい肥投入前に農林水産課または各支所地域振興課にある所定の申込書（市のホームページからもダウンロード可）に添付書類を添えて提出。

土地取引には届出が必要です

一定規模以上の土地取引を行う場合には、法律に基づき次のとおり、県知事または市長への届出が必要です。

法律名	届出面積				届出期限	届出者	取引の形態
	市街化区域	市街化調整区域	非線引都市計画区域	都市計画区域外			
国土利用計画法	2,000㎡以上	5,000㎡以上	5,000㎡以上	10,000㎡以上	契約（予約を含む）を締結した日から起算して2週間以内	土地の取得者（買主）	○売買○交換○営業譲渡○譲渡担保○代物弁済○共有持分の譲渡○地上権、賃借権の設定、譲渡○予約完結権、買戻権等の譲渡○これらの取引の予約である場合も含まれます
公有地の拡大の推進に関する法律	5,000㎡以上	—	10,000㎡以上	—	譲渡しようとする日から3週間前まで	土地の所有者（売主）	有償譲渡

☎(082)420・0959